

2025
茨城県議会公明党
政務活動レポート

令和7年 第2回 定例県議会一般質問

質問項目

- 1 米国の相互関税措置による影響緩和に向けた中小企業支援
(1) 県の対応
(2) 県産業品の販路の多角化および代替市場の開拓支援
- 2 実効性ある災害時の備えと現場力の強化
- 3 医師偏在および診療科偏在に対する対応
- 4 子どもアドボカシーの推進に向けた
県のビジョンと支援体制の構築
- 5 誰ひとり取り残さない不登校対策の推進
- 6 誰もが安心して暮らせる社会のための
住宅セーフティネット支援

茨城県議会議員

村本 修司

一般質問



茨城県議会議員

村本 修司

プロフィール

- 茨城県議会議員2期(日立市選出)
- 保健福祉医療委員会委員
- 未来を拓く新たな茨城づくり調査特別委員会委員

経歴

- 昭和42年:広島県蒲刈町出身
- 昭和61年:広島県立広高等学校卒業
- 平成3年:山口大学理学部物理学科卒業
- 平成3年:株式会社日立製作所入社
- 平成30年:株式会社日立製作所(日立GEニュークリア・エナジー株式会社)退社
- 平成30年:茨城県議会議員選挙初当選
- 令和4年:茨城県議会議員選挙2期目当選

茨城県議会公明党の公式HP・SNS



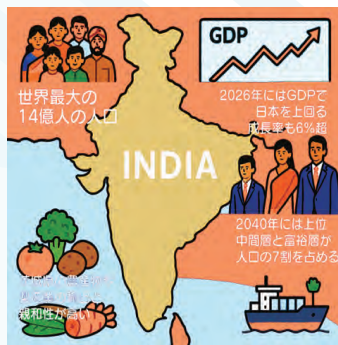
茨城県議会公明党議員会政務活動レポートでは、一般の方にも、高齢者、障がい者にも視認性が高く読みやすいユニバーサル・フォントの教科書体を使用しています。本文のQRコードを読み込んでいただくと関連の動画が視聴できます。

INDEX 質問の概要



トランプ関税の影響緩和に向けた県内中小企業の支援

県内経済への影響が懸念される中、中小企業支援にどのような対策を講じるのか。影響調査・分析、情報発信、産業界との連絡調整組織の整備、資金繰り支援・価格転嫁支援の拡充、相談窓口の強化、雇用維持のための施策活用周知などを要望した。



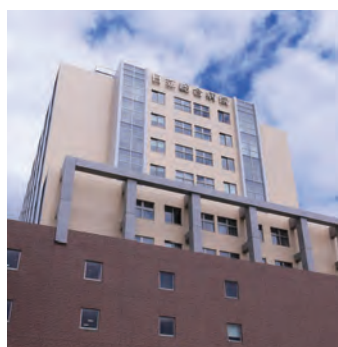
県産業品の販路の多角化および代替市場の開拓支援

アジアや欧州、特にインドなど有望市場への販路多角化を促進するための取り組みを要望。インド市場への展開には、情報収集、インド人材のネットワーク活用、マーケティング調査強化、情報拠点設立、ビジネス交流会・展示会開催が重要であると提案した。



実効性ある災害時の備えと現場力の強化

災害時の備蓄情報は、市町村ごとの不足状況や責任の所在が不明確。各市町村の備蓄量と必要数を把握した上で、不足品目への対応を要望。避難所のトイレの衛生確保が重要であり、仮設トイレや簡易トイレなどの総点検を提案した。



医師偏在および診療科偏在に対する対応

厚生労働省の「医師偏在指標」では全国43位の医師少数県に分類されている。医師不足は「必要な医療が、必要な場所で、必要なタイミングで受けられない」ことを意味する。県民の医療に対する「満足度」調査を政策指標とすることを求めた。



子どもアドボカシー推進に向けたビジョンと支援体制構築

子どもアドボカシーは、子どもの意見表明と権利擁護を支援する活動。アドボケイトの育成計画、対象施設の拡充状況、スケジュールを明確にしたビジョンを県民に示す必要があり、県内での認知度向上と啓発活動も重要と要望した。



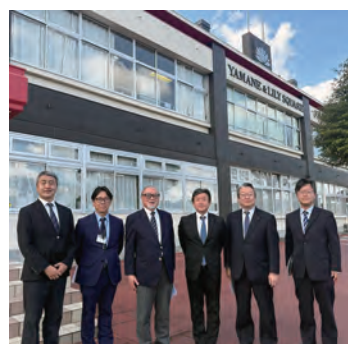
誰もが挑戦できる社会を！ 誰もが尊重され、 安心して暮らせる地域を！

村本修司議員が8回目の一般質問



安心して暮らせる社会のため 住宅セーフティネット支援

住宅セーフティネット法による「居住サポート住宅」認定制度の円滑な推進が必要であり、住宅供給と支援体制の整備が不可欠。県が設置した「居住支援協議会」での情報共有・支援体制強化や、「居住サポート住宅」の設置促進を要望した。



誰ひとり取り残さない 不登校対策の推進

リリーガーデン小の取り組みを通して、公立の「学びの多様化学校」の設置や、私立設置への運営費補助などを要望。県のキャンパスエイドや高萩高校の「居場所カフェ」といった取り組みを評価。民間団体の支援やフレックス校の積極的な設置を求めた。

6月6日、県議会一般質問が行われ、公明党の村本修司議員が登壇しました。村本議員は、質問の冒頭で、次のように訴えました。

私たちは社会の大きな変化の中に立っています。国際情勢の緊張、物価の高騰、災害の頻発、そして人口減少の加速——こうした時代のうねりは、県民一人ひとりの暮らしに大きく影響しています。同時に、これまで

の延長線上にはない、新たな可能性を切り拓く絶好の機会でもあります。

温もりと力強さを兼ね備えた政策こそが、地域に信頼と希望をもたらします。

誰もが挑戦できる社会を。誰もが尊重され、安心して暮らせる地域を。今回はこのような茨城県を作っていくための思いで質問をさせていただきます。



米国の相互関税措置による 影響緩和に向けた中小企業支援

はじめに

今、私たちは社会の大きな変化の中に立っています。国際情勢の緊張、物価の高騰、災害の頻発、そして人口減少の加速——こうした時代のうねりは、県民一人ひとりの暮らしに大きく影響しています。しかし同時に、これまでの延長線上にはない、新たな可能性を切り拓く絶好の機会でもあります。茨城県は、豊かな自然と高い技術力、多様な人材を有する可能性に満ちた地域です。だからこそ、我々の役割は「困ってから支える」のではなく、「困る前に寄り添う」こと。小さな声に耳を傾け、今を支え、未来を拓く。そうした温もりと力強さを兼ね備えた政策こそが、地域に信頼と希望をもたらします。誰もが挑戦できる社会を。誰もが尊重され、安心して暮らせる地域を。今回はこのような茨城県を作っていきたいとの思いで質問をさせていただきます。

現在、米国のトランプ大統領が発令した相互関税措置は、日米交渉が続く中でも状況が目まぐるしく変化しており、今後の見通しが立たず、影響の拡大や長期化による県内経済の減速への懸念が高まっています。

茨城県には、常陸牛や米穀、日本酒などの県産品生産事業者のほか、自動車・機械系製造業を初めとする工業製品やそれに関連するサプライチェーンなど、米国等海外との取引を通じて成長を遂げてきた中小企業が数多く存立しており、今回の米国の相互関税措置は、重大な事態となっています。

我々公明党は、輸出に係る中小企業を中心に、米国の相互関税措置による影響に関するアンケート調査を早急に実施したところであり、企業や事業者からは、相互関税の影響は深刻であり、販路の規模縮小や原材料コストの上昇など経営基盤を大きく揺るがすのではないかと懸念や適時適切

な対策を求める声が多く寄せられています。この結果を踏まえ、今年5月、大井川知事に対し、「米国の相互関税による影響緩和のための県内産業支援に関する要望書」を提出し、緊急要望をさせていただきました。

要望は大きく4項目にわたり、その中では、県内の製造業および農業者・水産業者への影響の調査・分析を行い、最新情報をプッシュ型で積極的に発信することを要望したほか、新たに、産業界との連絡調整組織を整備し、物価高騰対策を含め、県制度貸を積極的に活用して資金繰り支援および価格転嫁支援の拡充を行うこと、県庁横断的な相談窓口によるきめ細やかな相談対応や専門家の活用による伴走型経営支援体制をさらに強化すること、雇用を維持し、高まった賃上げ環境を継続できるよう雇用調整助成金等の国・県の施策活用を周知すること、なども要望させていただきました。

特に、県が輸出業者を的確に把握することは重要であり、産業界との連絡調整組織の整備や、輸出関連企業のリスト化は、トランプ大統領の打ち出しが日々変節し、その影響の範囲や程度の見通しが難しい状況にある中でも、県内企業への影響を極小化するために必要な対策だと考えます。

米国の相互関税措置による影響緩和に向けた中小企業支援について、県では必要な対策をどのように考え、どのように対応していくのか、知事にお伺いします。



動画でも
見られます

5月9日、村本修司議員ら県議会公明党は、大井川知事に「米国の相互関税による影響緩和のための県内産業支援に関する要望書」を提出しました。





答弁:大井川 和彦 知事

今般の米国による関税措置が世界経済に与えているインパクトは大きく、本県の産業・経済への影響も懸念されております。

このため、私は、関税政策発表後、直ちに関係部局に対して、情報収集や全庁的な対応策の検討を指示し、速やかに一元的な相談窓口を設置するとともに、輸出関連事業を通じて把握している県内の主要な輸出事業者の影響把握に努めているところです。

これまでの事業者ヒアリングの結果、米国以外の輸出先の開拓支援について要望が寄せられたことから、既定事業を活用し、新たな海外市場の開拓に向けたテスト販売をはじめ、海外駐在や貿易実務などの経験豊富な専門家による伴走支援などを通じて、販路の多角化を後押しし、影響の軽減に努めているところです。

また、資金繰りについても、ヒアリング結果から、現時点では差し迫った状況はうかがえないものの、今後に備え、県内金融機関とともに、活用できる融資制度を紹介しているところです。

一方、サプライチェーンの裾野が広い自動車産業などにおいては、直接、輸出を手掛けていない事業者においても、納品先からの値引き要求などが顕在化する可能性があります。

このような影響を受ける事業者に対しては、その備えとして、先月1日に県が開設した、企業の適切な価格転嫁を支援する相談窓口の活用を呼び掛けるとともに、価格交渉のノウハウやスキルの向上に向け、中小企業診断士などの専門



大井川知事に質問する村本修司議員

家を直接派遣する伴走支援を行っております。

関税措置をめぐる状況は、日々変化しておりますが、日米交渉や国の対策も注視するとともに、関係者との連携体制をより密にし、県内事業者への影響を把握しながら、適宜、必要な対策を講じてまいります。

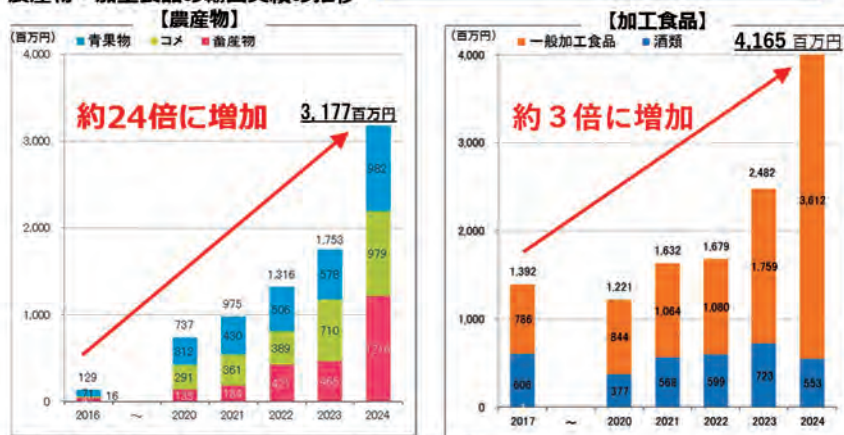
さらに、関税措置に加えて、継続する物価高騰など、経営環境の不透明感が増す状況下にあっても、本県産業が持続的に発展していくためには、物価高を上回る持続的な賃上げの実現と生産性の向上を図ることが重要です。

このため、県では、事業所内最低賃金を一定水準以上に引き上げる中小企業や小規模事業者が、生産性を向上させるための設備投資などを行う場合に最大100万円を助成する「いばらき業務改善奨励金事業」や、大幅な賃上げを実施

する中小企業などに対し、1事業所当たり最大50万円を支給する「いばらき賃上げ支援事業」を実施していることから、その活用も呼びかけてまいります。

県といたしましては、米国関税の先行きが見通せず、物価高が続く中であっても、足腰の強い中小企業の育成により、本県産業の持続的な発展に全力で取り組んでまいります。

農産物・加工食品の輸出実績の推移



※輸出実績に係る調査は、農産物は2015年、加工食品は2017年から開始

2 県内ものづくり企業の 海外販路の開拓支援

茨城県では、米国をはじめとした県内の産業品の輸出拡大が進み、農産物の輸出額は2016年度比で約13倍となるなど、成果をあげてきました。しかし、米国の相互関税措置の影響によって、その状況も大きく変化する可能性が出てきました。

こうした中、今年4月にジェトロ茨城が実施したアンケートでは、米国の相互関税措置により、「影響がある」と回答した海外取引を行う県内企業の割合は約6割、特に製造業では関税措置の影響やその可能性を危惧する割合が4割強であるなど、主要な輸出先であった米国向けの輸出量の減少が懸念されており、日本中で政府の関税交渉について固唾を呑んで見守っている状況です。

今後関税が撤廃されたとしても、米国の自由貿易体制への信頼は揺らいでおり、他市場への展開による販路の多角化は不可欠であり、経済の活性化のチャンスと捉え、新たな事業を展開する必要があります。

今後の有望市場として、アジアや欧州に加え、私は特にインドが重要だと考えます。インドは世界最大の人口約14億人を有し、GDPで日本を上回ったとの報道もあり、また、成長率も6%超、2040年には上位中間層と富裕層が人口の7割を占めるとも言われており、県産品や製造業の輸出と親和性の高い市場です。

インドでは「メイク・イン・インド」政策のもと、国内生産を重視し、BIS(インド国家規格)の取得義務などの課題はありますが、日本の企業であれば十分に対応可能と考えます。また、こうした貿易障壁は競争力を損ない、長続きしない可能性もあります。

それに、「メイク・イン・インド」とは、インドの技術力が弱いため、国内生産が十分に機能するまでには、まだまだ時間がかかります。その間、茨城県、特に県北のものづくり力を活かした輸出を促進し、県内ものづくり企業の販路拡大に貢献

するものと期待します。

インドへのビジネス展開には、現地情報の収集と信頼できるパートナーとの連携が鍵です。現在県が進めているインド人材のネットワークの活用は勿論のこと、現地企業の状況、地域特性やニーズのマーケティング調査を一層強化し、インドにおける情報拠点を作っていくことが肝要です。

更に、インドビジネス交流会や展示会の開催なども有効と考えます。

このように、アジアや欧州などの海外市場、特にインドへ挑戦する企業への輸出支援を強化し、販路開拓を積極的に後押しすることは、県内産業の振興と経済対策として大きな意義があると考えます。

県内ものづくり企業の海外販路の開拓支援について、産業戦略部長のご所見をお伺いします。

産業戦略部長への再質問

県内ものづくり企業の海外販路の開拓支援について再質問いたします。

BIS取得義務など非関税障壁への対応は特に中小企業には大きな負担であることは間違いありません。県として、取得費用の補助や専門家派遣による個別支援など、より実効性のある措置を講じる考えがあるのか、産業戦略部長にお伺いします。

インドのような成長市場を視野に入れた県内企業の挑戦には、勇気が要ることだと思います。しかし、今、種を蒔かなければ後悔する時が来るのではないかと危惧しています。将来の県民への投資という観点で、様々な障壁を乗り越える後押しを、更に、米、芋、お酒などの県産品も含めて、県として具体的に展開いただけることを大いに期待しております。

また、製造業の海外展開には、ブランド化が必要だと思います。是非、素晴らしいブランド化も併せてお願いしたいと思います。

参考

「メイク・イン・インド」政策
インド政府は、自国での製造業の振興を進めるため、海外からの技術や投資を積極的に受け入れています。これに対して日本は、高い技術力を持つ機械、工作機械、電子部品などの分野で輸出を拡大するチャンスを得ています。日本企業がインドに進出して現地生産を行えば、部品や素材を日本から輸出する需要も生まれ、日本の製造業にも好影響をもたらします。つまり、「メイク・イン・インド」は、日本にとって単なる輸出先というより、協力と成長のパートナーとなりうる政策なのです。



動画でも
見られます



答弁:産業戦略部長

県では、アメリカの関税措置発表後、ただちに専用相談窓口を設置するとともに、海外展開を行っている事業者へ電話ヒアリングを行うなど、県内事業者の影響把握に努めております。

また、ジェットロ茨城が海外取引に取り組む県内企業を対象に実施したアンケートでは、「高い関税率が長期化する場合はアメリカ以外に注力し、輸出事業の強化を検討したい」といった「代替市場へのシフト」を検討する動きも出ており、県といたしても、今後のリスクに備える観点から重要であると認識をしております。

こうした中、県では、これまでも「販路の多角化」に向け、海外の展示会において、茨城県ブースを設置し、県内ものづくり企業の海外販路開拓を支援する事業に取り組んでおります。

昨年度は、ドイツ、タイで開催された展示会にあわせて21社が参加したところであり、参加企業からは「自社技術が世界に通用すると実感できた」といった声をいただきました。これまでに金属加工や自動車部品製造などの5社が成約を得ており、新たな販路の開拓に向けて着実に成果を上げていることから、今年度は、ドイツ、タイに加え、さらに、アメリカでの展示会出展につきましても準備を進めております。

なお、アメリカへの出展につきましては、関税措置の影響も懸念されるところですが、既存のサプライチェーンの再構築により、この機をむしろ新規参入のチャンスと捉えている企業からの要望が寄せられていることから、県としてもしっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

一方で、議員からご提案のありましたインドにつきましては、国外からの製造業誘致と国内産業の保護を目指す「メイク・イン・インディア」のスローガンの下、外国製品の輸入にあたっては「インド標準規格(BIS)」の認証取得を求める厳しい輸入規制があり、現地生産が困難な県内の中小企業にとっては、参入に向けたハードルの高い国となっております。

しかしながら、厳しい規制があっても、将来的には成長が見込まれる市場でもあるため、まず

は、インド市場に関心を持つ県内企業にはインドに現地事務所を持ち貿易支援を行っているジェットロの「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」や「海外ミニ調査サービス」といった市場調査に関する支援事業の活用を促してまいりたいと考えております。

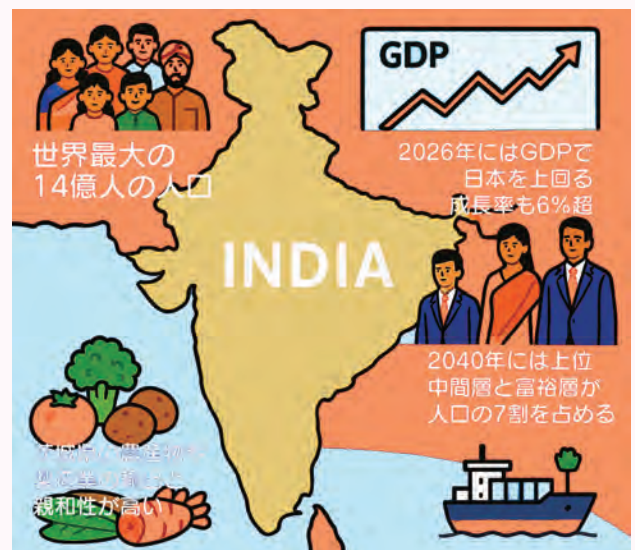
インドをはじめとする海外新興市場への販路開拓に挑戦される企業に対しては、「いばらきチャレンジ基金事業」の活用などを通じて、販路開拓を支援してまいります。

県としましては、引き続き、いばらき中小企業グローバル推進機構やジェットロなどの支援機関と連携しながら、県内ものづくり企業の海外販路の開拓に向け、積極的に支援を行ってまいります。

産業戦略部長の再質問への答弁

インド標準規格を含む国際認証の取得につきましては、先ほど答弁でも申し上げました「いばらきチャレンジ基金事業」こちらにおきまして、今年度から、「国際認証の取得」についても新たなメニューとして拡充をして、現在、支援を行っているところでございます。

県としましては、この基金事業、さらには海外駐在や貿易実務経験者による伴走支援、こちらを組み合わせることで、県内ものづくり企業の海外販路開拓を力強く支援してまいりたいと考えております。



2 実効性ある災害時の備えと現場力の強化

実効性ある災害時の備えと現場力の強化について伺います。

防災関係については、私はこれまでも何度か取り上げてきましたが、今回は、災害を想定した計画的な備えや円滑な避難所運営という視点から、質問いたします。

まず、能登半島地震では物資や機材の備蓄不足が深刻な課題となりました。これを受け、内閣府は市町村の備蓄状況を公表しましたが、「必要数」が示されておらず、現状の備蓄が適切かどうか判断が難しい状況です。

一方、県では5地域の備蓄量と県独自の備蓄を合算し、最大避難者数に基づく「目標数量」と比較する形で情報を公表しています。それによれば、毛布、使い捨て哺乳瓶、パーテーションなどで目標数量に達していないことが分かります。ただし、この情報は県全体の集計にとどまり、市町村ごとの不足状況や、誰が改善の責任を担うのかは不明確です。

また、段ボールベッドなど、備蓄がゼロの品目がある市町村もあり、防災協定による提供を想定していると思われますが、初動時に避難所に実物があるかどうかで混乱の度合いが大きく変わります。

昨年の予算特別委員会では、防災・危機管理部長より「市町村と連携して備蓄に取り組んでいる」とのご答弁をいただきました。今回、市町村別の実態が明らかとなった今、県が市町村ごとの備蓄量と必要数を把握し、不足品目への対応を促すとともに、県としての支援も講じていただきたいと考えます。

発災後3日間は県と市町村の公的備蓄で対応するとのことであり、県では最大避難者数の4分の1にあたる人数の3日分を補完備蓄していると承知していますが、この量の妥当性も検証が必要です。

併せて、消費期限の影響を受けない物資については、コスト面にとらわれすぎず、可能な限り積極的に備蓄すべきと考えます。



取手市で新たに導入されたトイレトラック

次に、災害関連死を防ぐためにも、避難所でのトイレの衛生確保は極めて重要です。仮設トイレや簡易トイレの備蓄に加え、デッキブラシ、ゴム手袋、火ばさみなど衛生資材など見落としがちな備蓄品の充実も必要です。こうした資材についても、総点検を実施していただき、地域防災計画への明記や市町村への働きかけをお願い申し上げます。また、各種トイレの清掃や使用ルールなどの細かい規定も県の市町村避難所運営マニュアル基本モデルに明記していただくと、長期的な避難生活を想定した際に、より実効性のある対応が可能になります。

最後に、避難所運営訓練についてです。現在、市町村職員によるマニュアル整備や定期訓練が実施されていますが、さらに一歩踏み込んだ実地訓練によって、よりの確な対応力を養うことも必要だと思います。

その一例として、県内市町村の参加を募り、「避難所運営コンテスト」を開催してみたいかがでしょうか。単なる書面上の良好事例の共有にとどまらず、他市町村の取り組みを実際に見て体感し、自らの運営との違いに気づくことで、改善に向けた意欲や工夫が生まれると期待します。

以上、実効性ある災害時の備えと現場力の強化について、防災・危機管理部長にお伺いします。

参考

【災害救助法の改正の概要】
2024年の災害救助法の改正では、被災者支援に「福祉の視点」を取り入れたことが大きな特徴です。避難所での生活環境の改善が重視され、テントや間仕切りの整備、女性や高齢者、障がいのある方への配慮が明文化されました。また、支援開始の判断を迅速にするため、災害救助法の適用基準が柔軟化され、初動対応の遅れを防ぐ仕組みも整えられました。これにより、より人間らしい避難生活とぎめ細かな支援が可能になることが期待されています。



答弁：防災・危機管理部長

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、計画的な備えと円滑な避難所運営は、大変重要であると認識しております。

このため、県では、地域防災計画に基づき、県地震被害想定をもとに最大で10万3千人の避難を想定し備蓄を進めております。具体的には、学識経験者の意見を踏まえて県の備蓄方針を策定し、公的備蓄で対応する期間を3日間とした上で、3日間の物資需要量を県全体の備蓄目標にするとともに、県では、市町村の保管施設が倒壊し物資を利用することが困難となる場合を想定し、市町村の備蓄を補完する観点から、その4分の1を確保することとしております。

備蓄状況につきましては、議員ご案内のとおり、品目毎の状況を市町村の備蓄分と合わせて公表しており、毎年、市町村の備蓄状況を確認しつつ、さらなる備蓄を要請しているところでございますが、今後は、市町村毎の必要数量の公表についても働きかけ、災害用物資等の備蓄・調達の際のさらなる適正化に取り組んでまいります。

次に、避難所におけるトイレの衛生確保についてです。災害時のトイレ対策は重要な課題でありますことから、県では、市町村と協力し携帯トイレの備蓄を進めるとともに、能登半島地震の教訓を踏まえ、清潔に利用できるトイレを確保するため、本年2月にレンタル事業者4者と災害時応援協定を締結したところでございます。

また、衛生資材につきましては、マスクや消毒液などの備蓄を既に進めておりますが、それ以外の必要な衛生資材の確保についても、市町村と連携して取り組んでまいります。

さらに、県の避難所運営マニュアルにおいては、トイレの清掃の方法などを具体的に示すとともに、避難所に掲示する「トイレの使用方法の注意点」のひな型を作成しておりますが、災害時により的確に対応できるよう、内容の充実を図ってまいります。

次に、避難所運営のあり方についてでございますが、避難所運営を含む防災訓練の実施にあたりましては、知事からの指示を踏まえ、従来の展示型の訓練を大幅に見直し、より実践的な訓練となるよう取り組んでいるところでございます。

先月10日には、小美玉市と共催で避難力強化訓練を実施し、住民の避難のほか、パーティションメントや災害用ベッドの組立、快適なトイレの設置、自衛隊による炊き出しなど、災害時を見据えた訓練を行ったところでございます。

強化訓練の実施にあたっては、他市町村の防災担当職員に積極的な視察を呼びかけ、各市町村が訓練を行う際には、実際に見て体感した良好事例を実践するよう要請しております。

また、今月13日には、内閣府との共催により、市町村の防災担当職員を対象として避難所の開設と運営の実地研修の開催を予定しており、こうした取組などを通じて、県全体の避難所運営のさらなる向上につなげてまいります。

市町村と連携し、備蓄の推進や避難所環境の向上を図るとともに、実践的な訓練による現場対応力の強化に努め、災害時に迅速かつ的確に対応できるよう取り組んでまいります。

茨城県の災害用物資の備蓄状況

2024/8末現在

品目	備蓄量						合計	目標数量	充足率
	県北 地域	県央 地域	鹿行 地域	県南 地域	県西 地域	県偏西 地域			
食料（食）	357,311	148,181	270,634	644,765	272,246	220,672	1,913,809	880,000	217.5%
飲料水（ℓ）	296,091	37,394	138,357	257,497	149,618	227,220	1,096,177	880,000	124.6%
毛布（枚）	40,694	14,182	16,852	49,772	22,595	26,704	170,799	210,000	81.3%
携帯トイレ （個分）	148,080	58,445	58,500	409,994	63,867	217,634	956,520	870,000	109.9%
粉・液体ミルク （g）	73,085	85,394	178,014	281,199	106,746	76,436	800,874	280,000	286.0%
使い捨て 哺乳瓶（本）	1,446	1,125	1,018	2,619	734	2,500	9,442	10,000	94.4%
子ども用おむつ （枚）	17,348	8,700	25,742	89,144	37,201	12,400	190,535	49,000	388.8%
大人用おむつ （枚）	7,456	4,460	6,690	19,697	4,115	2,508	44,926	9,800	458.4%
トイレットペーパー （巻）	18,900	13,985	8,837	13,750	6,732	11,016	73,220	44,000	166.4%
生理用品 （枚）	158,438	30,226	41,743	124,336	34,409	15,040	404,192	60,000	673.7%
マスク （枚）	255,355	509,320	271,750	1,107,879	454,380	123,000	2,721,684	492,000	553.2%
消毒液 （本）	499,283	3,120	870	2,613	2,589	800	509,275	3,200	15914.8%
パーティションメント （個）	4,703	4,636	3,122	9,054	5,968	500	27,983	42,000	66.6%

3

医師の地域偏在や 診療科偏在に対する対応

医師の地域偏在や診療科偏在に対する対応について伺います。

茨城県では、医師の不足が長年の課題となっています。人口10万人あたりの医師数は全国平均を下回り、特に県北・鹿行地域では深刻な状況であるとされています。

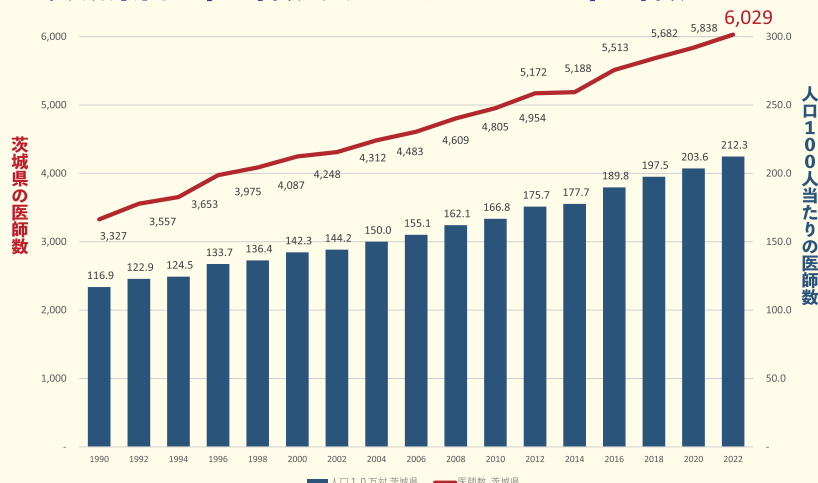
これまで、県では、地域枠の活用、医師派遣、修学資金貸与制度、さらに「最優先で医師確保に取り組む医療機

関・診療科」の指定による数値目標の設定など、本当に様々な対策を行っていただいています。そのおかげもあり、県内の医師数は年々増加し、2022年時点では、6,029人と、10年前と比べて約17%増となっております。

一方、厚生労働省は令和2年に全国ベースで医師数の多寡を統一的かつ客観的に比較・評価するための指標として都道府県および二次保健医療圏ごとの「医師偏在指標」を算定し、指標の上位3分の1を医師多数地域、下位3分の1を医師少数地域に区分することとなりましたが、本県は全国第43位の医師少数県とされています。

しかしながら、私は、医師不足とは単に“医師数が少ない”状態ではなく、「必要な医療が、必要な場所で、必要なタイミングで受けられない」ことを意味すると考えます。例えば、がんなどの高度医療であれば、時間をかけて通院することを不便と感じない方もいますが、感染症や産科など日常的な診療で長距離通院は生活に支障をきたし、「医師不足」として実感される場面です。加えて、救急搬送時間の長さも、住民の不安や不満を引き起こす要素の一つです。そのため、私は、例えば、住民へのアンケー

茨城県内の医師数・人口10万あたりの医師数



トなどを通じて医療に対する県民の「満足度」を調査し、政策の指標とすることも必要ではないかと考えています。

医師偏在指標では、あくまで全国や他地域との相対的な比較しかすることができません。本県の医師数がいくら増えたとしても、他の都道府県の医師数が同様に増えれば、いつまでたっても医師少数県に留まることとなってしまいます。

もしかしたら、供給過剰な状態になってしまう可能性も否定できません。

さらには、これからは診療科の偏在についても対応していく必要があると考えます。県全体として医師が不足しているのであれば、全ての診療科の医師を一様に増やしていくことは現実的ではないかもしれません。

このようなことから、県には、医師偏在指標が全国平均に追いつくように、単に医師数を増やすのではなく、地域別や診療科別の医療のニーズを把握したうえで、医師の地域偏在や診療科偏在の是正に取り組んでいくことが求められます。

以上を踏まえ、医師の地域偏在や診療科偏在に対する県の対応について、保健医療部長にお伺いします。

参考

【日立医療圏の医師偏在・診療科偏在の状況】
日立医療圏（日立市・高萩市・北茨城市）は、全国的にも深刻な医師不足と診療科の偏在に直面している地域です。高齢化が急速に進む中で、医療需要は増加しています。人口10万人あたりの医師数は全国平均を大きく下回り、特に産科・婦人科や小児科では全国でも最低水準にあります。中核病院の機能低下により患者の県外流出も見られ、医療の質とアクセスが危ぶまれています。こうした課題に対し、茨城県および日立医療圏では、医師派遣や地域枠制度の拡充、勤務環境の改善、遠隔医療支援システムの導入、ドクターヘリの活用など、多角的な施策が講じられています。



動画でも
見られます



答弁：保健医療部長

これまで、茨城県では、地域枠など、修学資金貸与制度などによりまして、県内の医師不足地域を中心に勤務する医師を養成することで地域偏在の是正に取り組んでまいりました。特に、地域枠につきましては、2009年度に筑波大学で5名の定員を設置して以降、順次拡大をさせていただきまして、2025年度の定員は全国トップクラスの11大学70名となっております。

これらの取組によりまして、本県の全体の医師数でございますが、国の推計において、2036年度の必要医師数を充足することとされておりますが、地域偏在については依然として残ることが見込まれております。

このような中、更なる地域偏在の是正に向けまして、2020年度の地域枠入学者からは、修学資金の返還免除要件において、これまで教育機会を確保するために医師不足地域として取り扱ってまいりました水戸保健医療圏を、先に申し上げた医師偏在指標に基づきまして医師不足地域「外」とさせていただいたほか、2025年度の入学者からは、臨床研修を修了した3年目以降の医師、7年間残りの義務年限があるわけですが、そのうちの4年半以上を医師不足地域において勤務する制度に改正をさせていただきました。

これにより、今後、つくば、水戸、土浦医療圏以外の医師不足地域に勤務する修学生医師が着実に増加していくと考えられることから、地域偏在は徐々に是正に向かうものと考えております。

さらに、ワークライフバランスを重視する若手医師の増加に伴い、外科をはじめとした政策医療を担う診療科を選択する医師が減少傾向にあるなど指摘をされております。今後、そういった診療科偏在についても対応していく必要があると承知をしております。

県といたしましては今後、単に医師数を増やすのではなく、救急、小児、周産期などの政策医療分野の医療提供体制を確保する観点から、地域における各医療機関の役割に加えて、入

院・外来患者数や救急搬送件数などの客観的なデータを踏まえた上で、必要な医師の養成・確保に取り組んでいく必要があると認識しております。このためにも、国に対しまして、中央要望や全国知事会を通じまして、地域別・診療科別に真に必要な医師数とはいかなるものか、ということの算定を要望しているところであります。

また、県、大学、医療機関が一体となって政策医療を担う医療機関への医師派遣、これを支援する「医師配置調整スキーム」というものを運用しておりますが、これは、二次保健医療圏ごとに設置をされた地域医療構想調整会議、これとも連携をさせていただいて、各医療機関が地域において担っている役割に加えて、先に述べさせていただいた客観的なデータに基づきながら、医師派遣の必要性について協議をしてきているところであります。

県といたしましては、引き続き、地域医療構想における各医療機関の役割分担や連携に係る協議を進めさせていただくとともに、それぞれの医療機関が自らの役割・機能を適切に発揮するために必要な医師の確保を支援することにより、医師の地域偏在及び診療科偏在の是正を図りまして、全ての県民が安心して医療を受けられる体制を整備してまいります。

茨城県の医療毎の医師数・偏在の状況					
二次・三次医療圏	医師 偏在指標	全国順位 (全330医療圏)	区域	標準化医師数 (2020年)	【参考数値】 全国平均33.3%の基準を脱するため必要となる医師数
全国平均	255.6	-	-	-	-
茨城県	193.6	43	少数	5,632	6,384
つくば	337.7	23	多数	1,335	-
水戸	231.2	94	多数	1,214	-
土浦	184.4	204	-	551	-
取手・竜ヶ崎	173.3	235	少数	827	836
筑西・下妻	153.0	284	少数	294	318
古河・坂東	148.8	292	少数	353	399
日立	140.3	308	少数	410	494
常陸太田・ひたちなか	140.3	309	少数	405	485
鹿行	137.2	315	少数	242	296

※ 標準化医師数は実際の医師数を性・年齢階級別に労働時間を勘案し、調整した医師数



高崎 進



八島 功男



村本 修司



山本 美和

ご意見ご要望をお寄せ下さい。

茨城県議会公明党議員会
〒310-8555
水戸市笠原町978-6
TEL 029-301-1390 (FAX 兼用)
mito310iba-gikai@yahoo.co.jp



茨城県議会公明党
公式ホームページ